

「個人情報保護実務専門家資格1級: プライバシーゴールド教科書:
EUデータ法の基礎 — 出版記念オンライン解説 —」
(日本DPO協会 第51回個人情報保護セミナー)
(2026年4月23日)

一般社団法人日本DPO協会
事務局長 杉本 武重



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

本日の解説の内容

- 当協会は、当協会の資格認定制度に関し、諸方面からお寄せいただいたご意見、ご要望を踏まえ、今年度を通じて制度の改善・拡充を図って参りました。去る3月13日には個人情報保護委員会事務局長佐脇紀代志様を来賓としてお迎えし個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(認定データ保護オフィサー)の合格者の誕生を祝う合格記念シンポジウムを挙行致しました。また、3月17日には個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(認定データ保護スペシャリスト)第2回試験の合格者が誕生致しました。
- 当協会は、この度、2026年2月1日に、「個人情報保護実務専門家資格1級:プライバシーゴールド教科書:EUデータ法」の販売を開始致しました。この教科書は、欧州連合(EU)の規則であるデータ法(EUデータ法)について、(1)EUデータ法の概要、(2)データ共有関連のルール及び実務対応の概要、(3)データ処理サービス関連のルールと実務対応の概要、(4)管轄当局及び執行の4つの事項を概観する構成となっております。
- EUデータ法は、個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(認定データ保護スペシャリスト)試験及び個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(認定データ保護オフィサー)試験の試験科目の一つです。同試験の受験のために必ずしもこの教科書を使用して頂く必要はございませんが、EUデータ法は欧州で事業を行う日本企業のデータ保護実務に大きな影響を与えており、データ保護実務家としてEUデータ法の基礎と実務対応の概要について理解しておくことの重要性は高まりをみせています。
- そこで、データ保護実務家の皆様が日本語でEUデータ法の基礎と実務対応の概要を学ぶうえでの参考に供して頂くことを目的として、当協会としてEUデータ法の教科書を作成・販売することと致しました。

個人情報保護実務専門家資格試験制度の概要：公式教科書ラインナップ

1. 個人情報保護実務専門家資格2級・プライバシーホワイト(日本DPO協会認定データ保護実務者)

- 日本法(民間部門)
- 日本法(公的部門)
- データ保護実務の基礎
 - 1級・プライバシーゴールド及び特級・プライバシーブラックへの対策として十分な内容

2. 個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(日本DPO協会認定データ保護スペシャリスト)

- プライバシーガバナンス
 - 特級・プライバシーブラックへの対策としても役立つ内容
- データ保護実務の基礎
- EUデータ法(EU Data Act)
- EUサイバーレジリエンス法(EU Cyber Resilience Act)【2026年夏公刊予定】
 - 【試験科目に追加したものについて、順次、教科書を公刊予定】

3. 個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(日本DPO協会認定データ保護オフィサー)

- プライバシーガバナンス
- データ保護実務の基礎

個人情報保護実務専門家資格試験制度の概要

1. 個人情報保護実務専門家資格2級・プライバシーホワイト(日本DPO協会認定データ保護実務者)

- ほぼ毎日実施・全国300か所のテストセンターで受験可能
- 短答式、合格率85%程度(ア)プライバシーの歴史、イ)個人情報保護法、ウ)マイナンバー法、エ)プライバシーガバナンス、オ)EU一般データ保護規則(GDPR))

2. 個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(日本DPO協会認定データ保護スペシャリスト))

- 毎年1回、2月第3日曜日14:00-16:30、東京駅付近の会議室にて実施
- 短答式、合格率50%程度(①個人情報保護法、②マイナンバー法、③プライバシーガバナンス、④EU GDPR、⑤EU AI法、⑥EUデータ法)【試験科目は受験者・受験予定者のご意見も勘案して柔軟に決定予定。2027年は、EUサイバーレジリエンス法を追加することを検討中】

3. 個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(日本DPO協会認定データ保護オフィサー):

- 一次試験: 論述式試験
 - 毎年1回(6月~7月頃)、1か月ほど期間を設定したオープンブック形式
 - 試験科目: ①個人情報保護法、②マイナンバー法、③プライバシーガバナンス、④EU GDPR、⑤EU AI法、⑥EUデータ法
- 二次試験: 口述式試験
 - 毎年1回(10月~11月頃)、オンラインミーティングによる試験者に向けたプレゼンテーション、それに基づく口頭試問
 - 試験科目: 一次試験: 論文式試験に同じ

個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(日本DPO協会認定データ保護オフィサー) : 対象者・対象分野

対象者: 組織のグローバルのプライバシーガバナンス・データガバナンス・AIガバナンスを率いることができるデータ保護オフィサー (DPO: Data Protection Officer) / 最高プライバシー責任者 (CPO: Chief Privacy Officer) / 最高データ責任者 (CDO: Chief Data Officer) / 最高AI責任者 (CAIO: Chief Artificial Intelligence Officer) を目指す方及びDPO / CPO / CDO / CAIOを実務上補佐する立場の方

対象分野: 以下のa.及びb.を内容とする論述式試験を出題することとします。

- a. 以下の出題範囲を中心とする個人情報保護法、EU一般データ保護規則 (GDPR: General Data Protection Regulation)、EU AI法 (Artificial Intelligence Act)、**EUデータ法 (Data Act)** 及びプライバシーガバナンスのルール・実務に関する知識・理解並びにそれらの改正法案が当該ルール・実務に与える影響についての論理的思考力を有することを問う試験
- b. 以下のデータ保護責任者の業務 (EU GDPR39条1項各号参照) 並びに企業のデータ・AIの利活用に携わるデータ保護実務家としての業務を、日本の個人情報保護法、EUのGDPR、EU AI法及びEUデータ法の下で適切に遂行するための力量の裏付けとなる実務経験及び事案解決能力を問う試験
- ① 管理者又は処理者及び処理を行う従業者に対し、各国のデータ保護法による義務を通知し、かつ、助言すること
 - ② 処理業務に関与する従業者の責任の割当て、意識向上及び訓練、並びに、関連する監査を含め、各国のデータ保護法の遵守、それ以外の個人データ保護関連ガイドライン等の遵守、並びに、個人データ保護と関連する管理者又は処理者の保護方針の遵守を監視すること
 - ③ 要請があった場合、データ保護影響評価に関して助言を提供し、その遂行を監視すること
 - ④ 監督当局と協力すること
 - ⑤ 処理と関連する問題に関し、監督当局の連絡先として行動すること

個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブランク(日本DPO協会認定データ保護オフィサー) : 試験範囲: EUデータ法

IV. EUデータ法	
4.1 基本概念・適用範囲・執行制度	<ul style="list-style-type: none">■ EUデータ法 (REGULATION (EU) 2023/2854 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 December 2023 on harmonised rules on fair access to and use of data and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive (EU) 2020/1828 (Data Act)(Text with EEA relevance))■ 2026年5月25日時点で欧州委員会のEU Data Actに関するウェブサイト (https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-act)に掲載されている一切の文書その他のコンテンツとしますが、特に、以下のものが重要です。<ul style="list-style-type: none">➤ Data Act explained➤ Frequently Asked Questions about the Data Act➤ Guidance on vehicle data, accompanying the Data Act➤ Final Report of the Expert Group on B2B Data Sharing and Cloud Computing Contracts
4.2 ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務	
4.3 第三者との関係における製造者・データ保有者の義務	
4.4 営業秘密の保護(セーフガードに関する規定)	

個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド教科書： EUデータ法の基礎 (Version 1.0 (2026/2/2)) (抜粋)



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

目次(個人情報保護実務専門家資格 教科書 EUデータ法の基礎)

はじめに	3
凡例	5
第I章 データ法の概要	8
第II章 データ共有関連	16
第II章1. 民間部門におけるデータ共有	17
第II章2. 公的機関等へのデータ提供	60
第II章3. データ共有に係る実務対応の概要	64
第III章 データ処理サービス関連	73
第III章1. データ処理サービス関連規定	74
第III章2. データ処理サービス関連規定に係る実務対応の概要	88
第IV章 管轄当局及び執行	96

データ法の概要：制定の背景

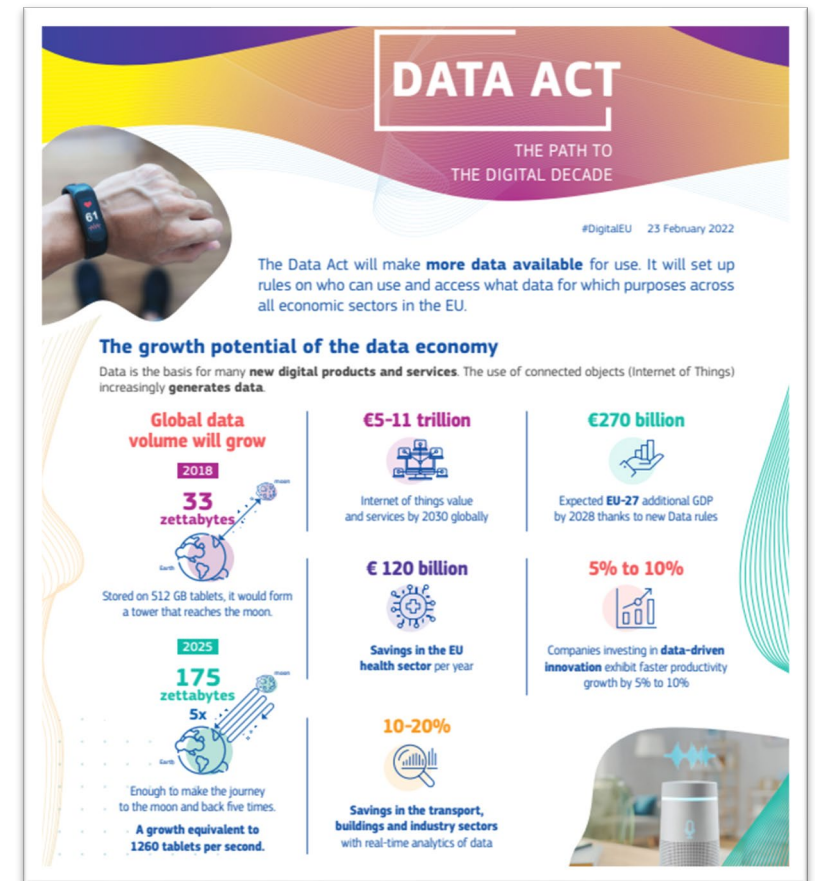
- データ法は、EUのデータ経済を強化し、競争的なデータ市場を促進するために、特に、産業データを中心として、データをよりアクセスしやすくし、データ駆動型イノベーション(data-driven innovation)を促進することを目的としたEUの規則です(データ法説明([Data Act explained](#))参照)。

- ①いかなる者が、②どのような条件の下で、③どのデータにアクセスすることができるのかを明らかにするルールです。
- 2020年2月に公表された欧州デジタル戦略(EUがデータ駆動型社会の先導者となることを目指すもの)の重要な柱として位置づけられています。
- データ・ガバナンス法(Data Governance Act、2022年6月23日に発効、2023年9月24日に適用開始)と補完しあう関係にあります。
 - ◆ データ・ガバナンス法は、企業、個人、公的機関の間でのデータの共有を容易化するための手順と仕組みを定める規則です。

- 欧州委員会は、欧州経済において、以下のような要因により、データの価値の最大活用が妨げられているとして、上記のような規則が必要であると判断しました。

- ① コネクテッド製品によって生成されるデータについて、誰が利用・アクセスできるのかが不明確
- ② 中小企業は、より強力な市場参加者との関係において、公平なデータ共有契約を締結する交渉力に欠けることが多い。
- ③ クラウドサービス、エッジサービスについて、競争的かつ信頼できる事業者への乗り換えに係るEU内での障壁の存在
- ④ 異なる分野から生じるデータを結び付けて利用する能力が十分でない。

- データ法は、2024年1月11日に発効し、大部分の規定が2025年9月12日から適用されています。



(欧州委員会ウェブサイトファクトシート([Data Act - Factsheet](#))より引用)

データ法の概要: 対象事項

- 前スライドの背景を踏まえ、データ法は、以下の対象事項に関し、統合的なルールを定めています(1条1項)(次スライドに続く)。
 - 大きく分けて、データの共有に関する規定(以下①～③)と、データ処理サービス(いわゆるクラウドサービスないしクラウドコンピューティング)に関する規定(同④～⑥)から成ります。
- ① B2Cのデータ共有: コネクテッド製品ないし関連サービスによって生成される製品データ・関連サービスデータについて、当該製品・サービスのユーザーに対してこれらのデータを利用可能なものとする(コネクテッド製品・関連サービスのユーザーとの間のデータ共有)
 - ◆ データ法3条及び4条に基づくユーザーとの間のデータ共有を、一般に、B2C(Business to Consumer)のデータ共有と呼んでいます。
 - ◆ ただし、データ法の定義上、「ユーザー」は必ずしも消費者に限られるものではなく、事業者すなわちビジネスユーザーも含まれます。
 - ◆ データ法の条文は、データを「利用可能なものとする(make data available)」ことと「共有(sharing)」することを概ね同義のものとして規定していますので、本書においてもこれらの用語を厳密に区別することなく使用します。
- ② B2Bのデータ共有: データ保有者からデータ受領者に対してデータを利用可能なものとする(ユーザーが指定する第三者との間のデータ共有)
 - ◆ データ法5条に基づく(ユーザーが指定した)第三者へのデータ提供を、一般に、B2B(Business to Business)のデータ共有と呼んでいます。
 - ◆ ただし、データ法5条にいう「第三者」は必ずしも「事業者」に限られません(ユーザーは、データの共有先として非事業者を指定することもできます。しかし、データ法上、提供されたデータの利用目的等をあらかじめユーザーと第三者との間で合意しておくことが必要とされていますので、その労をとる意欲を有する事業者が共有先となることが多いものと想定されます。)
 - ◆ データの共有先となる第三者が事業者である場合は、「データ受領者」に該当します。

データ法の概要: 対象事項

- 前々スライドの背景を踏まえ、データ法は、以下の対象事項に関し、統合的なルールを定めています(1条1項)(前スライドからの続き)。
 - ③ **B2Gのデータ共有**: 公的機関、欧州委員会、欧州中央銀行又は(他の)EUの機関(以下、本書において、これらを総称して「**公的機関等**」といいます。)に対してデータ保有者がデータを利用可能なものとする
 - ◆ 公益のための法定任務の遂行のために一定のデータを使用する特段の必要がある場合に、公的機関等へのデータの提供(B2G: Business to Government)が求められます。
 - ④ 異なる**データ処理サービスへの切り替え**(switching)を容易なものとする
 - ⑤ 第三者による非個人データへの**違法なアクセスに対するセーフガード**の導入
 - ⑥ データへのアクセス、移転、利用のための**相互運用基準**の整備

データ法の概要:全体像(まとめ)

1

製品及びサービスのユーザーのデータへのアクセス

B2C及びB2Bのデータ共有

コネクテッド製品・関連サービスについて

- 1) 製品データ・関連サービスデータに、ユーザーが、デフォルト設定で容易にアクセスすることができるように、製品・サービスを設計しなければならない
- 2) ユーザーはデータへのアクセス権を有する
- 3) ユーザーは第三者とデータを共有する権利を有する
- 4) 製造者は生成されるデータ、アクセス権、意図する利用等についてユーザーに情報を提供しなければならない

2

データアクセスの条件

データ保有者の義務

データ法・他のEU法に基づくデータアクセスについて

- 1) 一般にFRAND条件により契約
- 2) 中小零細企業との関係では原価でデータを提供
- 3) データ保有者/データ受領者の間の紛争処理のための紛争解決機関の設置
- 4) スマートコントラクトを含む技術的措置を通じたデータ保護

3

契約上の不均衡の濫用の防止

不公正条項の禁止

データアクセス・データ利用に関する契約条項について

- 1) 「そのまま無条件に受け入れるのでなければ契約しない(take-it-or-leave-it contract)」方式で締結した不公正条項は拘束力なし
- 2) 「不公正」=誠実で公正な取引に反する、善良な商慣行からの甚だしい逸脱
- 3) 一定の場合に「不公正」「一方的」と推定するリストを掲載

4

例外的事例における公的部門のためのデータアクセス

B2Gのデータ共有

公的機関等のデータアクセスについて

- 1) 公的機関等は、(i)公共の緊急事態が発生した場合、又は(ii)データがなければ公共の利益となる業務を遂行することができず、他の方法でデータを入手できない場合に限って、データの提供を要請することができる
- 2) 公共の緊急事態の場合のデータ提供は無償で行わなければならない

5

データ処理サービス間の切り替え・相互運用性

ポータビリティ・標準化

SaaS、PaaS、IaaS等のデータ処理サービスについて

- 1) ユーザーはプロバイダを切り替える権利を有する
- 2) プロバイダは他のプロバイダのサービスへの「効果的な切り替え」を技術的に可能にしなければならない
- 3) 切り替え料金の段階的廃止
- 4) 相互運用性の要件

施行

- EU加盟国はデータ法の管轄当局を指定する
- 企業及び消費者の両方が苦情申立てを行う権利を有する
- 企業による違反への制裁(加盟国によって決定される)
- 欧州委員会がモデル契約条項等を作成しガイドラインを発行(例:合理的な対価の額の算定について)

欧州委員会が要件を規定し、標準化団体により相互運用性基準が作成される予定

民間部門におけるデータ共有：概要

- 本章では、データ法第II章が定めるB2C及びB2Bのデータ共有（以下、本書において「民間部門におけるデータ共有」といいます。）について解説します。
 - 事業者間におけるデータ共有に関しては、第III章（データ保有者の義務）及び第IV章（不公正な契約条件）の規定も適用されますので、併せて解説します。
- データ法は、民間部門におけるデータ共有に関し、権利義務関係の適用対象となる主な主体として、以下の者を想定しています（ただし、製造者、関連サービス提供者及びデータ保有者は、重複することもあり得ます。）。
 - ① コネクテッド製品の製造者（及びコネクテッド製品の販売業者・レンタル業者・リース業者）
 - ② 関連サービスの提供者（以下、「関連サービス提供者」といいます。）
 - ③ コネクテッド製品・関連サービスのユーザー
 - ④ コネクテッド製品・関連サービスによって生成されたデータを取得しているデータ保有者
 - ⑤ ユーザーがデータの共有先として指定した第三者（このような第三者が事業者である場合は「データ受領者」と呼ばれます。）

コネクテッド 製品 (2条(5))	以下の要件を満たす製品 ① その使用又は環境に関するデータを取得、生成又は収集し、かつ ② (i) 電気通信サービス、(ii) 物理的接続、又は(iii) 機器上のアクセスを介して、製品データを通信することができ、かつ ③ ユーザー以外の第三者のためにデータを保存、処理、又は送信することを主な機能としないもの
関連 サービス (2条(6))	電気通信サービス以外のデジタルサービス（ソフトウェアを含む）であって以下のいずれかの要件を満たすもの ① 当該サービスがなければコネクテッド製品の一つ又は複数の機能の実行が妨げられるような方法で、購入・レンタル・リース時に製品に結び付けられているもの（＝当該製品の意図する機能に必要なもの）、又は ② コネクテッド製品の機能を追加、更新、又は適合させるため、製造者又は第三者によって、後から当該製品に結び付けられたもの

民間部門におけるデータ共有：概要（関連主体）

- 民間部門におけるデータ共有の関連主体それぞれに関するデータ法の定義、適用の基準、主な義務（又は権利）は、以下の表（次スライド以降に続きます。）のとおりです。詳細は後述しますので、ここでは概要を把握して頂ければ結構です。

製造者	定義	データ法は「製造者」の定義規定を置いていません。 もっとも、EUにおいて幅広い製品に関して適用される市場監視・製品適合性規則は、製造者を「製品を製造し又は設計・製造させ、自己の名称又は商号で、当該製品を市場に出す自然人又は法人」(3条(8))と定義しており、データ法においても同様に解して差し支えないものと考えられます。
	適用	設立地のいかんを問わず、EU市場にコネクテッド製品を上市する製造者にデータ法が適用されます(1条3項(a)) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「上市」とは、EU市場にコネクテッド製品を供給する最初の行為(2条(22))をいい、製造段階の後、2つの経済主体の間で所有権、占有権その他の財産権の移転があることを要します(FAQ8)。 ▶ 上市の概念は、製品の種類(モデル)ではなく、個々の製品に関するものであるとされています(同上)。
	主な義務	<ul style="list-style-type: none"> ① コネクテッド製品のユーザーが製品データ(及び必要なメタデータ)にアクセスできるような形で、コネクテッド製品を設計・製造する義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)(3条1項) ② 自ら、又は、コネクテッド製品の販売業者・レンタル業者・リース業者を通じて、コネクテッド製品に関する一定の情報を、販売等の契約締結の前に、ユーザーに提供することが必要です(3条2項)。
関連サービス提供者	定義	データ法は「関連サービス提供者」の定義規定を置いていません。 言葉の通常の意味、並びに、2条(12)（「ユーザー」の定義）、2条(30)（データ処理サービスの「顧客」の定義）及び3条3項（下記参照）の規定に照らし、ユーザーとの間で関連サービスの提供に関する契約を締結する自然人又は法人をいうものと解されます。
	適用	設立地のいかんを問わず、EU市場に上市されたコネクテッド製品に係る関連サービスを提供する者、すなわち、EU市場向けに関連サービスを提供する者にデータ法が適用されます(1条3項(a))。
	主な義務	<ul style="list-style-type: none"> ① 関連サービスのユーザーが関連サービスデータ(及び必要なメタデータ)にアクセスできるような形で、関連サービスを設計・提供する義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)(3条1項) ② 関連サービスの提供に係る契約を締結する前に、一定の情報をユーザーに提供する義務(3条3項)

民間部門におけるデータ共有：概要（関連主体）

データ保有者	定義	<p>データを利用・提供する権利又は義務を、(i) データ法、(ii) 適用されるEU法、又は(iii) EU法の国内実施法に基づいて有する法人又は自然人(2条(13))</p> <p>➤ 典型的には、コネクテッド製品の製造者・関連サービス提供者が製品データ・関連サービスデータを取得してデータ保有者になることが想定されますが、データ保有者がいずれの者であるかの判断は、容易に入手可能なデータ(readily available data)を誰がコントロールしているかに基づいてなされるものとされています(FAQ21)。</p>
	適用	<p>設立地のいかんを問わず、EU域内のデータ受領者に対してデータを提供するデータ保有者にデータ法が適用されます(1条3項(c))。</p>
	主な義務	<p>① ユーザーがコネクテッド製品又は関連サービスから直接データにアクセスできない場合、容易に入手可能なデータ(及びメタデータ)につき、ユーザーがアクセスできるようにする義務(4条1項)</p> <p>② ユーザーからの要請に応じて、容易に入手可能なデータ(及びメタデータ)を第三者に提供する義務(5条1項)</p> <p>③ データ法又は(将来的な)他のEU法の下で事業者間の関係においてデータ提供義務を負う場合に、データの提供に関し、データ受領者との間で公正、合理的かつ非差別的(FRAND)な条件、透明性のある態様で合意する義務(8条1項)</p> <p>④ 例外的な必要性に基づき、要請に応じて、公的機関等にデータを提供する義務(14条)</p>
ユーザー	定義	<p>以下の自然人又は法人(2条(12))</p> <p>① コネクテッド製品を所有する者、</p> <p>② 契約により当該コネクテッド製品の一時的な利用権を得た者、又は</p> <p>③ 関連サービスの提供を受ける者</p> <p>➤ 一つのコネクテッド製品について同時に複数のユーザーが存在する(例:コネクテッドカーのレンタル)こともあり得ます。</p>
	適用	<p>EU域内に所在する、コネクテッド製品・関連サービスのユーザーにデータ法が適用されます(1条3項(b))。</p>
	主な権利	<p>① コネクテッド製品又は関連サービスから直接データにアクセスできない場合、データ保有者に対し、容易に入手可能なデータへのアクセスを求めることができます(4条1項)。</p> <p>② データ保有者に対し、容易に入手可能なデータを指定した第三者に提供するように求めることができます(5条1項)。</p>

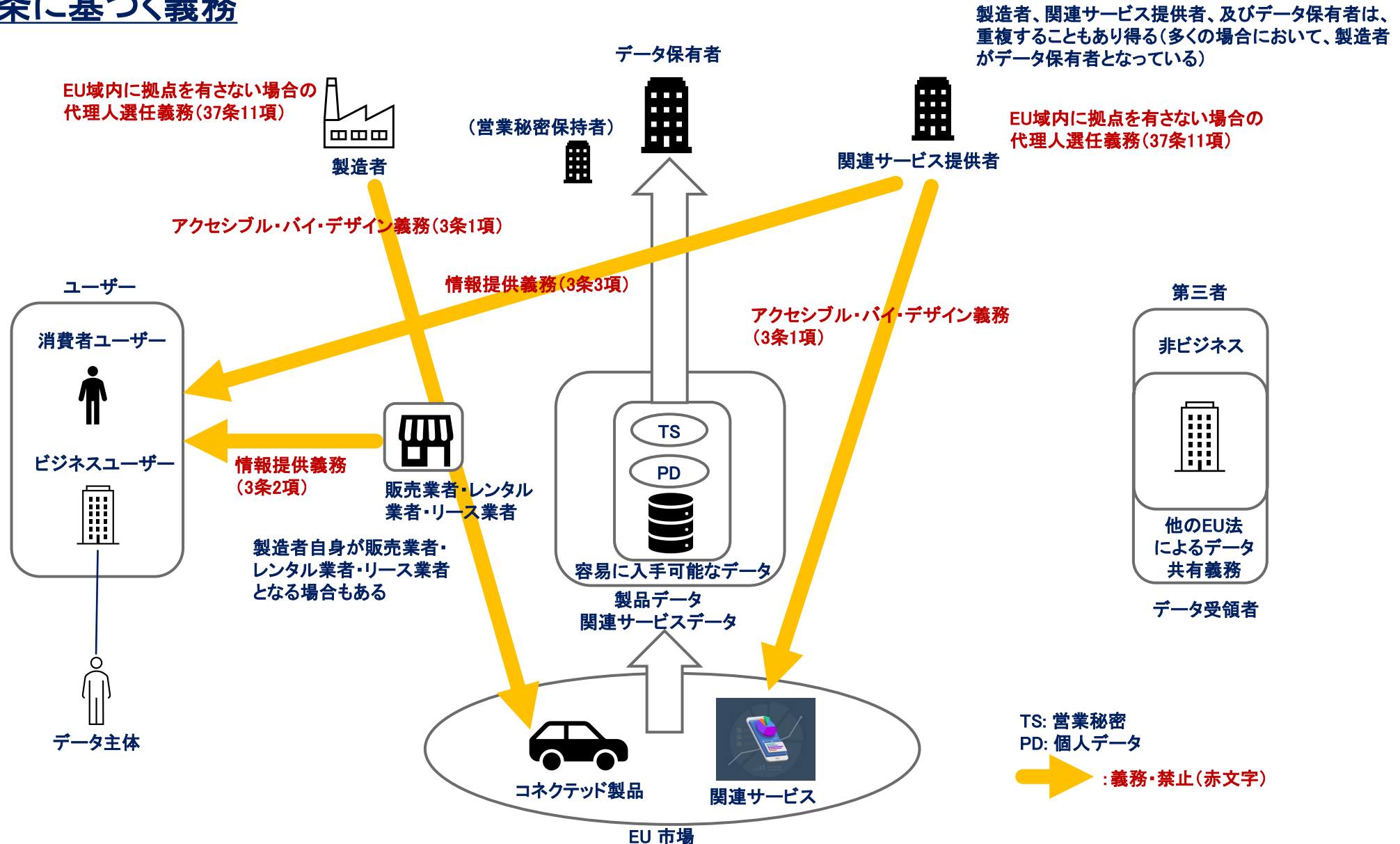
民間部門におけるデータ共有：上市・市場提供の概念

- 既述のとおり、コネクテッド製品（及び関連サービス）がデータ法の適用対象となるか否かは、当該製品がEU市場に上市されたものであるか否かによります（1条3項(a)、FAQ8）。

<p>上市 (placing on the market) (2条(21))</p>	<p>EU市場における最初の市場供給行為</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 製造過程の後、2つの経済主体の間で所有権、占有権その他の財産権の移転が発生することを要します（FAQ8、以下同）。➤ 1つの製品について「上市」が起こるのは1回のみであり、その後の関連行為は全て「市場供給」に当たります➤ 上市の概念は、製品のタイプ（モデル）に関するものではなく、個々の製品に関するものです。<ul style="list-style-type: none">◆ したがって、データ法の適用開始日以前からEU市場に供給されているコネクテッド製品であっても、同じタイプ（モデル）の製品をデータ法の適用開始日以降にEU市場に供給する場合は、当該個々の製品についてデータ法が適用されることとなります。◆ この点は、EU製品規則の実施に関するブルーガイドにおける考え方（2.3. Placing on the market）に倣ったものです。◆ 例えば、(i)（EU在住の）消費者が第三国に滞在中に当該第三国において製品を購入し、個人的な利用のためにEU域内に持ち込んだ場合、(ii) EU加盟国において第三国への輸出のために製品が製造された場合は、「上市」に該当しないとされています。
<p>市場供給 (making available on the market) (2条(22))</p>	<p>対価を得るか無償であるかにかかわらず、商業行為の過程において、EU市場における流通、消費又は利用のためにコネクテッド製品を供給すること</p>

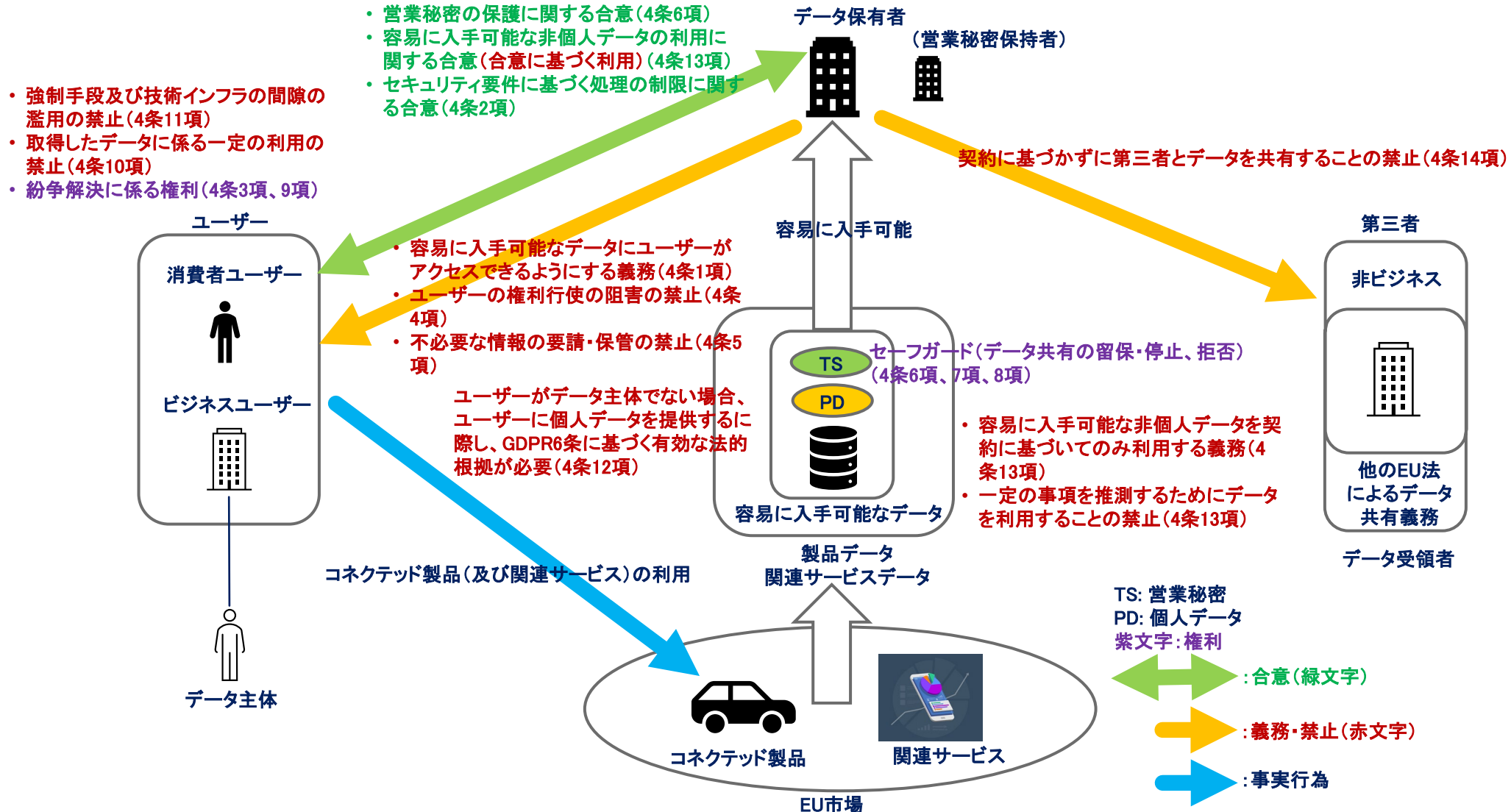
民間部門におけるデータ共有：ユーザーとの間のデータ共有 (B2C)

図②：3条に基づく義務



民間部門におけるデータ共有：ユーザーとの間のデータ共有（B2C）

図③：4条に基づく義務及び関連諸条件



民間部門におけるデータ共有：ユーザーとの間のデータ共有（B2C）

製造者・関連サービス提供者・データ保有者の義務（概要）

- コネクテッド製品や関連サービスについて、従前からデータをコントロールできる立場の側にあった者、すなわち、(i)コネクテッド製品の製造者、(ii)関連サービス提供者、(iii)データ保有者は、ユーザーとの間のデータ共有に関して、以下の義務を負います。

①アクセシブル・バイ・デザイン義務（3条1項）

製品データ・関連サービスデータ（データの解釈利用に必要なメタデータを含む。）が、一定の態様でユーザーにとってアクセシブルなものとなるように、コネクテッド製品の設計・製造、関連サービスの設計・提供を行う義務

- コネクテッド製品の製造者、関連サービス提供者に課された義務です。

②情報提供義務（3条2項、3項）

コネクテッド製品の販売等や関連サービスの提供に関する契約の締結前に、製品データや関連サービスデータ等に関する一定の情報を提供する義務

- コネクテッド製品については、販売・レンタル・リース契約の締結前の情報提供義務をデータ法上直接負う主体は販売業者・レンタル業者・リース業者ですが、製造者が情報提供義務の履行を確保する必要があります。
- 関連サービスに関する契約締結前の情報提供義務を負う主体は、関連サービス提供者です。

③容易に入手可能なデータへのユーザーのアクセスを可能にする義務（4条1項）

コネクテッド製品又は関連サービスからユーザーが直接データにアクセスすることができない場合において、容易に入手可能なデータ（データの解釈・利用に必要なメタデータを含む。）につき、一定の態様で、ユーザーがアクセスできるようにする義務

- 義務を負う主体は、データ保有者です。
- ユーザーの選択・権利行使を不当に困難にすることの禁止等の付加的な要件が規定されています（4条4項、5項）。

④データの利用に関する義務・禁止事項（4条13項、14項）

非個人データである容易に入手可能なデータをユーザーとの契約に基づいてのみ利用する義務等

民間部門におけるデータ共有：データ保有者の義務及び保護措置(まとめ)

ユーザーとの関係における製造者・データ保有者の義務	保護措置(義務内容に係る条件・例外)
① 製品の設計・製造及び関連サービスの設計・提供に当たり、ユーザーがデータ(メタデータを含む)に(技術的に可能であれば)直接アクセスできるようにする義務(アクセシブル・バイ・デザイン義務)(3条1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小零細企業(SME)例外(7条1項、以下同じ)
② 製品や関連サービスに関する契約締結前に、製品データや関連サービスに関する一定の情報を提供する義務(3条2項、3項)(注)	(左欄注: 情報提供義務を直接負うのは、製品の場合は販売業者・レンタル業者・リース業者、サービスの場合はサービス提供者)
③ コネクテッド製品又は関連サービスからユーザーが直接データにアクセスできない場合において、容易に入手可能なデータ(メタデータを含む)につき、ユーザーがアクセスできるようにする義務(4条1項) 【付加要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーの選択・権利行使を困難にすることの禁止(4条4項) ・ 不必要なユーザーの情報の要請・保管の禁止(4条5項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の安全要件を深刻に阻害する場合、データへのアクセス等の制限・禁止につきユーザーと合意することができる(4条2項) ・ 営業秘密の保護のための保護措置の合意、共有の留保・停止、アクセス拒否(4条6項、7項、8項) ・ 競合製品の開発目的でのデータ利用・共有や、データ保有者の経済状況等一定事項の推測目的でのデータ利用の禁止(4条10項)、強制手段・技術インフラの間隙の濫用によるデータ取得の禁止(4条11項)、一定の不正行為があった場合の措置(11条4項)
④ ユーザーとの合意に基づいてのみデータを利用する義務(4条13項)、ユーザーとの契約の履行の場合を除き非個人データである製品データを第三者と共有することの禁止(4条14項)	
第三者(データ受領者)との関係におけるデータ保有者の義務	保護措置(義務内容に係る条件・例外)
① ユーザーの要請に基づき、容易に入手可能なデータ(メタデータを含む)を第三者に提供する義務(5条1項) 【付加要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザー・第三者に係る不必要な情報の要請・保管の禁止(5条4項) ・ データ受領者との間(事業者間)でのデータ提供の方法・条件等に係る合意義務(公正、合理的かつ非差別的(FRAND)な条件、透明性のある方法による義務)(8条1項、第3章、第4章) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (契約に基づき第三者が利用することが許容されているのでない限り)新製品等の試験の文脈における容易に入手可能なデータである場合の例外(5条2項) ・ 強制手段・技術インフラの間隙の濫用によるデータ取得の禁止(5条5項) ・ 営業秘密の保護のための保護措置の合意、共有の留保・停止、アクセス拒否(5条9項、10項、11項) ・ 競合製品の開発目的、データ保有者の経済状況等一定事項の推測目的でのデータの利用の禁止(6条2項) ・ 無差別かつ合理的な条件での対価に関する合意(9条) ・ 第三者・データ受領者に一定の不正行為があった場合の措置(11条2項) ・ なお、デジタル市場法(DMA: Digital Markets Act)3条に基づきゲートキーパーに指定された者は、データ法に基づくデータの提供を受けることができない(5条3項)
② 第三者の経済状況等の一定の事項を推測するために容易に入手可能なデータを利用することの禁止(5条6項)	

企業における実務対応の概要:全体像

Step 1: 対応プロジェクトの立ち上げ	
Step 2: 事実調査、法的評価及び適切な社内体制・規程の整備	
Step 2-1-1: データマッピングの実施	Step 2-2: 社内体制・規程の整備
<ul style="list-style-type: none"> ■ ①EU市場で提供されるコネクテッド製品・関連サービス、②コネクテッド製品・関連サービスを通じて収集される製品関連データの詳細、及び、③収集される製品関連データの利用方法をリストアップ ✓ 質問票及びインタビューによる事実調査 	<ul style="list-style-type: none"> ■ データガバナンス体制、方針、手順の見直し・改訂 ■ アクセシブル・バイ・デザイン義務の履行のために、コネクテッド製品・関連サービスを(再)設計する必要性の評価 ■ B2C、B2B、B2Gのデータ共有のための手続・手順の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ データの不正利用のリスク及び営業秘密保護措置の不履行の監視のためのガイドラインの作成 ・ B2Bのデータ共有に係る対価の決定
Step 2-1-2: データマッピングの結果得られた事実に基づく法的評価	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自社グループ内において、①製造者、②販売業者・レンタル業者・リース業者、③関連サービス提供者、④データ保有者、⑤営業秘密保持者(データ保有者でない場合)、及び⑥(潜在的な)データ受領者としてデータ法の適用対象となる法人を特定 ■ 必要に応じて、営業秘密及び知的財産権に該当する製品関連データを特定 ■ 必要に応じて、個人データに該当する製品関連データを特定 ■ データマッピングの結果認定された事実に基づくデータ法の適用に関する全体的な法的評価 	
Step 2-1-3: コンプライアンス文書の作成	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 法的評価の結果に基づき、①ユーザーへの情報通知、②製品関連データの利用に関するユーザーとの間の契約書のひな形、③B2Bデータ共有に関する契約書のひな形、④対価に関する情報通知のひな形を作成 	
Step 3: コンプライアンス措置の実施	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 欧州委員会が発表した最新の勧告・ガイドラインに照らした見直し ■ 全ての契約に係る締結前のレビュー・承認手続の実施 ■ 情報通知の公表、必要な契約の締結、必要に応じて代理人の選任 ■ 自社グループ内の関係者への社内規程・ガイドラインの周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユーザー、第三者(データ受領者)との間の契約締結 ■ アクセシブル・バイ・デザイン義務の履行が可能であることの確認
Step 4: コンプライアンス確保のための措置の継続的实施	

個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(日本DPO協会 認定データ保護スペシャリスト)試験:EUデータ法:問題集(抜粋)



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

4. EUデータ法 (EU Data Act)

[第37問]

データ法の適用関係に関する以下のアからオまでの各記述のうち同法の条文及びデータ法FAQの記載に照らして正しいものを組み合わせた選択肢は、後記1から5までのうちどれか。

ア. コネクテッド製品がデータ法の適用対象となるか否かは、当該製品がEU市場に上市された (placed on the market) ものであるか否かにより、例えば、EU加盟国において第三国への輸出のために製品が製造された場合、工場からの出荷の時点において上市されたこととなる。

イ. データ法は、設立地のいかんを問わず、EU市場にコネクテッド製品を上市する製造者に適用される。

ウ. データ法は、設立地ないし所在地のいかんを問わず、EU域内において上市されたコネクテッド製品を購入・レンタル・リースしたユーザーに適用される。

エ. データ法は、設立地のいかんを問わず、EU域内から製品データ又は関連サービスデータの提供を受けるデータ受領者に適用される。

オ. 容易に入手可能なデータの定義には、データの生成・取得の時期に関する定義が含まれていないが、欧州委員会は、データ法の適用開始日である2025年9月12日以降に生成・取得されたデータのみが同法第II章の適用対象となるとしている。

1. ア イ 2. ウ エ 3. ア エ 4. イ オ 5. ウ オ

4. EUデータ法 (EU Data Act)

[第38問]

データ法の下でデータ共有に関する規律の対象となる者、製品、サービス又はデータに関する以下のアからエまでの各記述のうち同法の規定及びデータ法FAQの記載に照らして誤っているものの数は、後記1から5までのうちどれか。

ア. コネクテッド製品とは、①その使用又は環境に関するデータを取得、生成又は収集し、かつ、②電気通信サービスを介して製品データを通信することができ、かつ、③ユーザー以外の第三者のためにデータを保存、処理、又は送信することを主な機能としないものという要件を満たす製品をいい、ネットワークを介したデータの通信を行うことができる製品であることがコネクテッド製品該当性を判断する際の最も重要な基準である。

イ. 関連サービスとは、電気通信サービス以外のデジタルサービス(ソフトウェアを含む。)であって、①当該サービスがなければコネクテッド製品の一つ又は複数の機能の実行が妨げられるような方法で、購入・レンタル・リース時に製品に結び付けられているもの、又は、②コネクテッド製品の機能を追加、更新、又は適合させるため、製造者又は第三者によって、後から当該製品に結び付けられたものをいい、あるデジタルサービスが関連サービスに該当するためには、(1)コネクテッド製品と当該サービスの提供者との間に双方向のデータの行き来があること、及び、(2)当該サービスがコネクテッド製品の機能、挙動又は操作に影響を及ぼすものであることという2つの要件が満たされる必要がある。

ウ. データの加工度の観点からデータ法の対象となるデータは、生データ(何らの処理も施されていない自動的に生成されたデータポイント)と前処理(更なる処理・分析に先立ってデータを理解・利用可能なものとするために施される処理)を施されたデータである。一方、これらのデータから価値ないし発見を得るための追加的な投資(特に、財産的価値を有する複雑なアルゴリズムの利用等)の結果として派生した情報は、適用対象に含まれない。

エ. ユーザーとは、①コネクテッド製品を所有する者、②契約により当該コネクテッド製品の一時的な利用権を得た者、又は、③関連サービスの提供を受ける者のいずれかに該当する自然人又は法人をいい、一つのコネクテッド製品について同時に複数のユーザーが存在することもあり得る。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

4. EUデータ法 (EU Data Act)

[第39問]

データ法が定める主要な義務又は禁止事項に関する以下の1から5までの各記述のうち、同法の規定に照らして明らかに誤っているものはどれか。

1. データ法は、製品データ・関連サービスデータ(データの解釈・利用に必要なメタデータを含む。)が、①デフォルトで、簡単・安全に、かつ無償で、②包括的に、構造化された、一般的に使用される、機械読取り可能なフォーマットにより、③場合に応じ、また、技術的に可能であれば、ユーザーにとって直接アクセス可能であるように、コネクテッド製品の設計・製造及び関連サービスの設計・提供を行う義務を、それぞれ、コネクテッド製品の製造者、関連サービスの提供者に課している。
2. コネクテッド製品の販売業者・レンタル業者・リース業者は、製品の売買・レンタル・リース契約の締結前に少なくとも①コネクテッド製品が生成可能な製品データの種類・形式、及びその推定量、②コネクテッド製品が継続的かつリアルタイムでデータを生成することができるか否か、③コネクテッド製品が機器上、又はリモートサーバー上にデータを保存できるか否か、及び想定されるデータ保存期間、④データへのアクセス・取得(場合に応じ削除)方法(及びそのための技術的手段)、(想定される)利用条件・サービスの品質について、ユーザー(となる者)に情報を提供する義務を負う。
3. データ保有者は、ユーザー(又はその代理人)の要請に基づき、容易に入手可能なデータ(readily available data)(データの解釈・利用に必要なメタデータを含む。)を一定の態様で、指定された第三者に利用可能なものとする義務を負っているが、製品開発投資への意欲を阻害しないようにするため、営業秘密に該当する製品データ及び関連サービスデータは、一律に、容易に入手可能なデータから除外されている。
4. データ法は、コネクテッド製品・関連サービスのユーザーに対して、データの提供元であるデータ保有者との関係で、①データへのアクセスを得る目的で、強制的な手段を用いること及びデータ保有者の技術的インフラストラクチャに存する間隙を濫用すること、並びに、②データ保有者への要請により入手したデータに関し、データの生成源であるコネクテッド製品と競合するコネクテッド製品を開発する目的で利用すること、かかる目的で第三者と共有すること、製造者(場合に応じデータ保有者)の経済的状況、資産及び生産方法を推測する目的で利用することを禁止している。
5. ユーザーの要請によりデータの提供を受ける第三者が事業者である場合、すなわち、データ受領者に該当する場合、データ保有者は、データ提供の方法・条件について、公正、合理的かつ非差別的な契約条件により、かつ、透明性のある方法で合意する義務を負い、これらについて、同等のカテゴリーに属するデータ受領者(データ保有者のパートナー企業、関連企業を含む。)を差別してはならない。

4. EUデータ法 (EU Data Act)

[第40問]

以下の記述は、いかなる契約条項が不公正であるかを定めたデータ法の規定を引用・和訳したものである。記述の空欄(①)から(⑤)に入る用語として誤っているものを組み合わせた選択肢は、後記1から5までのうちどれか。

3. データアクセス及び利用に係る公正な商慣行を大きく逸脱し、(①)に反することとなる性質の契約条項は、不公正である。
4. 特に、次の目的又は(②)を有する契約条項は、第3項の意味で、不公正なものとする。
- (a) 契約条項を一方的に押し付けた側の当事者につき、故意又は重大な過失についての(③)を排除又は制限する。
- (b) 契約上の義務の不履行があった場合において契約条項を一方的に押し付けられた側の当事者が利用できる(④)を排除し、又は、かかる義務の違反があった場合において契約条項を一方的に押し付けた側の当事者の(③)を排除する。
- (c) 提供されたデータの契約適合性の判断又は契約条項の解釈につき、契約条項を一方的に押し付けた側の当事者に(⑤)を与える。

①信義誠実 ②効果 ③権利 ④救済 ⑤専属的管轄権

1. ① ③ 2. ② ④ 3. ③ ⑤ 4. ① ④ 5. ② ⑤

4. EUデータ法 (EU Data Act)

[第41問]

データ法は、同法に基づきデータ保有者からデータの共有を受けた第三者に対し、一定の義務を課し、禁止事項を定めているところ、これに関する以下のアからエまでの各記述のうち同法の規定及びデータ法FAQの記載に照らして誤っているものの数は、後記1から5までのうちどれか。

ア. 第三者は、共有されたデータを、ユーザーとの間で合意した目的のためにのみ、かつ、合意した条件の下で利用する義務を負う。

イ. データ法の下で共有された個人データについては、データ法の規定がGDPRに優先して適用され、データ法に基づきデータの共有を受けた第三者は、ユーザーから指示を受けた場合には、関係するデータをユーザーが指定する別の第三者と共同して利用する義務を負う。

ウ. 共有されたデータをデジタル市場法3条に基づいてゲートキーパーに指定された企業に提供することは禁止されている。

エ. 共有されたデータを当該データの生成源であるコネクテッド製品又は関連サービスと競合する製品又はサービスを開発するために利用することは禁止されている。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

4. EUデータ法 (EU Data Act)

[第42問]

データ法は、データ処理サービス(いわゆるクラウドサービスないしクラウドコンピューティング)の切り替え (switching) 等に関し、データ処理サービスのプロバイダ(以下、「データ処理サービス提供者」という。)に一定の義務を課している。これに関する以下の1から5までの各記述のうち、同法の規定及びデータ法FAQの記載に照らして誤っているものはどれか。

1. データ処理サービス提供者は、同一サービスタイプのデータ処理サービスを提供する別のデータ処理サービス提供者との間で顧客が新たな契約を締結することについて障害を設けてはならず、障害がある場合にはこれを除去する義務を負う。
2. 切り替え元のデータ処理サービス提供者は、顧客が切り替え先の提供者の環境において元のデータ処理サービスを再構築することを支援する義務を負う。
3. データ処理サービスの切り替えに関する顧客の権利及びデータ処理サービス提供者の義務は、書面による契約において明確に規定されなければならない。データ処理サービス提供者は、顧客(になろうとする者)に対し、契約締結前に、顧客が契約書を保存し再現することができる方法で、契約書を提示しなければならない。
4. データ処理サービス提供者は、切り替え料金を段階的に廃止する義務を負い、2027年1月12日以降は、切り替えプロセスについて顧客に対しいかなる切り替え料金も課してはならない。
5. データ法は、切り替えの技術的側面に関し、データ処理サービス提供者に種々の義務を課しているが、①新しい技術やサービスを開発すること、②知的財産権によって保護され又は営業秘密に該当するデジタル資産を顧客や他のデータ処理サービス提供者に開示し又は移転すること、又は、③顧客又は自己のセキュリティ及びサービスの完全性を危険にさらすことを義務付けるものではない。

4. EUデータ法 (EU Data Act)

[第43問]

データ法の実施及び執行に関する以下のアからオまでの各記述のうち同法の規定に照らして正しいものを組み合わせた選択肢は、後記1から5までのうちどれか。

ア. データ法により、EUレベルで製品データ及び関連サービスデータの共有を促進し、加盟国が指定した監督当局の間における連携を図るための欧州データ戦略会議 (European Data Strategy Board) が創設された。

イ. 各EU加盟国は、データ法の適用及び執行を担当する一つ又は複数の管轄当局を指定するものとされ、EUデータ法の適用及び執行に特化した機関を新設することが義務付けられている。

ウ. GDPRの適用について監視する責任を有する独立監督当局は、データ法の適用については何らの権限、責任も有しない。

エ. EU加盟国は、データ法違反に適用される制裁に関する規範を定め、その履行を確保するために必要な全ての措置を講じることを義務付けられており、罰則は、効果的、比例的、かつ、違反抑制力のあるものとするのが求められている。

オ. EU加盟国は、制裁金の賦課について、①違反の性質、重大性、規模及び期間、②違反によって生じた損害を軽減又は是正するために、違反者が講じた救済措置、③違反者の過去の違反、④違反により違反者が得た経済的利益又は回避した損失、⑤事案の状況に応じて適用されるその他の加重要因又は軽減要因、⑥違反者のEUにおける前会計年度の年間売上高などの基準を考慮するものとされている。

1. ア イ 2. イ ウ 3. ウ エ 4. エ オ 5. ア オ

最後に

- 当協会の個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(認定データ保護スペシャリスト)認定資格試験及び個人情報保護実務専門家資格特級・プライバシーブラック(認定データ保護オフィサー)認定資格試験は、それぞれEUデータ法を試験科目の一つとしており、EUデータ法についてのルール・実務に関する知識・理解並びにそれらの改正法案が当該ルール・実務に与える影響についての論理的思考力を有することを問う試験となっています。
- 本日もご紹介した教科書は、これらの試験の受験に向けた準備のうえでお使い頂くことができる内容となっています。また、日本企業がEUデータ法の実務対応を行う上で法的助言を行った経験のある弁護士が本教科書を執筆したため、本教科書の内容は、少なくとも一定程度はEUデータ法に関する実務経験をふまえたものといえるかと存じます。
- 個人情報保護実務専門家資格1級・プライバシーゴールド(認定データ保護スペシャリスト)認定資格試験は、これまでのところ、EUデータ法の条文に関する知識と常識によって正答することが可能な平易な問題をEUデータ法の科目について出題していました。今後は、本教科書の内容程度の知識について習熟していることを前提とした問題をEUデータ法の科目について出題することも検討して参ります。
- 今日のデータ保護実務においては、個人データ保護の取扱いに関する規律のみならず、EUデータ法に代表される産業用データの取扱いに関する規律についても習熟することが求められるようになってきているものと考えております。
- データ保護実務家の皆様が日本語でEUデータ法の基礎と実務対応の概要を学ぶうえで本教科書が一助となりましたら幸いです。



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

当協会は、日本企業のグローバルなプライバシーデータ保護を盤石なものとするにより、国際社会における日本企業のビジネスに対する信頼構築に資し、もって我が国経済と健全で持続可能なデジタル社会の発展に寄与することを目的としています。

当協会ウェブサイト: <https://dpo.or.jp/>

本書には、一般社団法人日本DPO協会に権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当協会に帰属し、日本の著作権法及び国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。本書に掲載されているサービス名、会社・組織名等は各会社・組織の商号、商標又は登録商標です。サービスの仕様及び本書に記載されている事柄は、将来予告なしに変更することがあります。また、本書に記載された情報は、当協会の教科書の購入者への情報提供の目的で提供されるものであり、当協会による法的助言を構成するものではないことに御留意下さい。